

## 【よくある質問について】

### Q. 手続きにどのくらいの期間を要するのか

- A. 自転車等駐車場設置（変更）届出書提出から確認通知書交付まで約2週間かかります。なお、届出書類に不備等があった場合は訂正が必要なため、さらに時間がかかります。早めの届け出をお願いします。

### Q. 窓口や電話による事前相談を受け付けているか

- A. 窓口や電話による相談も可能です。ただし、窓口相談の際は事前に日程調整をお願いします。予約なしで来庁された場合は、当日ご対応できない場合がございます。

### Q. 新設する建物の用途が共同住宅のみの場合、附置等に関する条例の対象となるか

- A. 対象となりません。ただし、ワンルーム形式集合住宅の場合は「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」に該当する場合がありますため、まちづくり局建築管理課 誘導促進担当（TEL：044-200-3088）までお問い合わせ下さい。

[URL](https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-2-2-0-0-0-0.html) <https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-2-2-0-0-0-0.html>

### Q. 自動二輪車の附置義務についての問い合わせ先はどこか

- A. まちづくり局交通政策室 管理・駐車施設担当（TEL：044-200-2032）までお問い合わせ下さい。

[URL](https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018081.html) <https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018081.html>

### Q. 店舗内のバックヤードは算定の範囲になるか

- A. 従業員用のスペースは基本的に算定の範囲に含まれません。ただし、飲食店の場合は調理室、小売店舗の場合は物品加工修理場が含まれます。（条例施行規則第2条2項）

### Q. 事務所は附置義務条例の対象となるか

- A. 条例の対象外ですが、必要に応じて事務所職員用の駐輪場を確保して下さい。

### Q. 大店法の手続きをすれば条例の届出は不要か

- A. 届出の必要があります。

**Q. 附置台数について緩和措置はあるか**

A. 下記の場合について、附置台数の緩和措置がございます。(条例第5条、条例別表備考)

1. 施設面積が 5,000m<sup>2</sup> を超える施設
2. 施設面積が 500m<sup>2</sup> を超える小売店舗（生鮮食品等を取り扱わない小売店舗）

**Q. テナントの用途やレイアウトがまだ決まっていない場合はどうすればよいか**

A. 個別に協議させていただきますので、自転車利活用推進室へお問い合わせ下さい。

**Q. テナントの用途について、附置等に関する条例の用途区分に該当するものがない**

A. 集客施設であればいずれかの用途区分に該当する可能性があるため、自転車利活用推進室へお問い合わせ下さい。

**Q. 工事完了前に届出内容に変更が生じた場合、手続きが必要か**

A. 自転車等駐車場設置（変更）届出書および添付書類一式の提出が必要となります。届出書について、変更箇所を朱書きでご記入下さい。また、添付書類についても変更箇所を分かりやすく表示して下さい。

**Q. 既存施設は対象となるのか**

A. 増築等がない場合は対象ではありませんが、必要に応じて駐輪場を確保して下さい。